

浅口市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

令和8年3月27日

条例第6号

浅口市道路占用料徴収条例(平成18年浅口市条例第161号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

占用料額

(単位 円)

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	670
	第2種電柱		1,000
	第3種電柱		1,400
	第1種電話柱		600
	第2種電話柱		960
	第3種電話柱		1,300
	その他の柱類		60
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	6
	地下電線その他地下に設ける線類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590
	地下に設ける変圧器	占用面積1m ² につき1年	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱		500
	広告塔	表示面積1m ² につき1年	1,900
その他のもの	占用面積1m ² につ	1,200	

				き1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの			長さ1mにつき1年	25
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの				36
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの				54
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの				72
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの				110
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの				140
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの				250
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの				360
	外径が1.0m以上のもの				720
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	4
			その他のもの		12
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	960
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1m ² につき1年	600
			地下に設けるもの		360

	その他のもの			1,200
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1m ² につき1年	1,200
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			950
	地下に設ける通路			570
	その他のもの(進入路等)			1,200
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1m ² につき1日	19
	その他のもの		占有面積1m ² につき1月	190
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1m ² につき1月	190
		その他のもの	表示面積1m ² につき1年	1,900
	標識		1本につき1年	960
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19
		その他のもの	1本につき1月	190
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設である)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1m ² につき1日	19

	ものを除く。)	その他のもの	その面積 1 m ² につき 1 月	190
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,900
		その他のもの		950
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占有面積 1 m ² につき 1 年	1,200
令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0.034 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占有面積 1 m ² につき 1 月	190
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				120
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		占有面積 1 m ² につき 1 年	A に 0.017 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0.012 を乗じて得た額

備考

- 第 1 種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち 3 条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第 2 種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第 1 種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち 3 条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第 2 種電話柱とは、電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電話柱とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の浅口市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料から適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。